



管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的な内容	具体的な事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	プロジェクト名	提案番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係官庁	
070040	低炭素社会推進「最寄国機関への所轄区域見直し」(福岡県吉富町からの要望)	国税局の名称、位置及び管轄区域（財務省組織令第96条）税務署の名称、位置及び管轄区域（財務省組織規則第544条、第577条、別表第9及び別表第10）	国税局(国税事務所)及び税務署の具体的な管轄区域について、一定の管轄区域に於いては、財務省組織令及び財務省組織規則において定められたものと並んで、他の管轄区域を「最寄国機関」として見直す。所轄区域は納稅地を所轄する税務署長(吉富町)ではなく、隣接大分県中津市に所在する法務局支局、簡易家庭裁判所、税務署を利用することとする。	国機関について、現在定められている所轄機関より近接する国機関がある場合、管轄区域の見直しにより、生活利便向上と交通の低炭素化の推進が図られる。 具体的には、国機関の管轄は県域や行政区割で定められており、必ずしも最寄とはならない。最寄の機関を所轄機関とすることで、国が国のサービスを効率よく享受でき、また交通に係る省エネルギー化が図られる。	提案理由 福岡県吉富町は大分県境に位置しており、管轄する福岡県行橋市の各種国機関までの距離は約28kmである。一方、隣接大分県中津市に所在する国機関(大分県北部地域管轄)へは2.5km以内と近接している。管轄外では現在、法務局支局(オフィス化)により発行可能な手帳本証明書の交付や簡易・家庭裁判所を利用できる。	C	II. III	御提案の内容については、 ・ 国税局及び税務署の管轄区域は、税務運営が国税と地方税一体で行われていることを踏まえ、これに対応する形で、すべて都道府県の行政区域に沿った形で設定されていること(現状において、都道府県の行政区域を越えて管轄を設定している例はない) ・ 今回の特例を認めれば、全国各地において同様の管轄変更を行う必要が生じ、仮にこのような変更を行った場合には、現在国と地方が一体で行っている税務運営に実務上の混乱をきたすおそれがある(参考として、吉富町において確認される実情のみをもって、周辺税務署の管轄を変更することは困難である)。 また、仮に吉富町を大分県下の中津税務署の管轄とした場合には、所轄国税局が福岡国税局から熊本国税局に変更となり、国税局に対する届出書類等を必要とする場合には、国税局までの移動にこれまで以上の時間を要することとも留意が必要である。 なお、一般的な税務相談においては、電話相談センターでこれを受けるとともに、所得税、法人税、消費税等の申告や法定調査書の提出、書類申請等の各種申請・届出については、税務署に赴くことなく、インターネット(e-Tax)(国税電子申告・納税システム)を通じて自宅等から申告手続きを行うことが可能である。國税庁としては、このような施策を通じて、更なる納税者利便の向上に向けて取り組んでいるところである(税理士への委任によるe-Taxを通じた申告、郵送による申告も可能)。				0032010	吉富町	福岡県	財務省	
070051	寄付金と反対給付及び利益相反にかかる規制緩和	法人税法	-	・国策研究を目的として寄付が行われた場合 複数機関に対して同じ目的で寄付が行われた場合の双方を満たす場合にのみ、研究開発の目的を既定し、かつ研究開発成果の情報を対価としている寄付行為を可能とする。(反対給付にかかる規制の緩和) また、寄付金控除の控除対象限度額の引上げあるいは全戻(全額損金算入)を行った。 【具体的な内容】 ③ 寄付金の全額損金算入(法人税) 寄付行為に対して: 景品表示法を適用しない。 寄付をする側の宣伝効果、将来における販売促進効果などを規制の目的として問わない。	※提案理由 研究開発力の強化、ノバエーション創出のために、研究開発機関におけるオープンイノベーションを阻害する規制の緩和が必要。より具体的には、民間企業からの研究開発機関への投資を促進し、さらに、研究開発機関における利益相反ガイドラインを緩和することで、課題解決型国策研究におけるニーズとシーズの連携を頻度・規模ともに増加させることを目指す。 ※具体的な実施内容 寄付を行った側: 1) 寄付金を用いた研究開発の目的を定めることが出来る。(国に対する寄付、あるいは指定寄付金のイメージ) 2) ロードマイク(1年)の間に限り、研究開発にかかる情報を寄付行為の対価として独立して受け取れる。(反対給付にかかる規制の緩和) 寄付を受けた側: 研究開発に関する利益相反ガイドラインを大幅に緩和する。(反対給付にかかる考え方、利益相反ガイドラインを示すだけでも可。) 寄付行為に対して: 景品表示法を適用しない。 寄付をする側の宣伝効果、将来における販売促進効果などを規制の目的として問わない。	Z	I	1. 新政権下では、税制調査会において一元的に税制上の措置を検討する仕組みとしているため、政策税制の導入の是非については、税調の枠組みで検討する必要があります。まずは、所管の府省等において前提となる政策を検討の上、税制による支援が必要かを議論いただくこととなっており、本件についても、所管の府省等から要望があれば、税制調査会において議論が行われることになります。 ※具体的な実施内容 右提案者の意見を踏まえ、利益相反ガイドラインの統一的な策定についてお問い合わせください。 2. また、租税特別措置については、現政権において、ゼロベースから見直し、整理合理化を進めるとの方針を明らかにしており、この見直しのための「ふるい」として、平成22年度税制改正大綱(平成21年12月22日閣議決定)において、「租税特別措置の見直しに関する基本方針」を定めました。したがって、ご提案のよう税制を活用した政策についても、この基本方針の趣旨を踏まえて検討される必要があると考えられます。				0035032	国家戦略つくばオフィス実現委員会	茨城県	財務省	
070061	成長戦略拠点特区制度の創設	法人税法	-	従来の都市再生緊急整備地域の中から、エリアを限定し、次の3つの措置を柱とする総合的な特区制度を創設する。 ①法人税・地方税の減免などを行う「租税措置特区」 ②日本政策投資銀行の活用による資金調達や無利子・低利子貸し付けを行う「金融支援特区」 ③都市計画法や構造改革特区に基づく規制緩和を行う「規制緩和特区」 【提案理由】 成長著しい南・東アジア地域等との国際的な都市間競争のなか、日本を支える大都市の活力を増進するため、都市戦略上重要な地区において、アジア諸国で既に実施されている特区制度を実現する必要がある。	従来の都市再生緊急整備地域の中から、エリアを限定し、次の3つの措置を柱とする総合的な特区制度を創設する。 ①法人税など国税・地方税の減免などを行う「租税措置特区」 ②日本政策投資銀行の活用による資金調達や無利子・低利子貸し付けを行う「金融支援特区」 ③都市計画法や構造改革特区に基づく規制緩和を行う「規制緩和特区」 【提案理由】 成長著しい南・東アジア地域等との国際的な都市間競争のなか、日本を支える大都市の活力を増進するため、都市戦略上重要な地区において、アジア諸国で既に実施されている特区制度を実現する必要がある。	Z	I	1. 新政権下では、税制調査会において一元的に税制上の措置を検討する仕組みとしているため、政策税制の導入の是非については、税調の枠組みで検討する必要があります。まずは、所管の府省等において前提となる政策を検討の上、税制による支援が必要かを議論いただくこととなっており、本件についても、所管の府省等から要望があれば、税制調査会において議論が行われることになります。 2. また、租税特別措置については、現政権において、ゼロベースから見直し、整理合理化を進めるとの方針を明らかにしており、この見直しのための「ふるい」として、平成22年度税制改正大綱(平成21年12月22日閣議決定)において、「租税特別措置の見直しに関する基本方針」を定めました。したがって、ご提案のよう税制を活用した政策についても、この基本方針の趣旨を踏まえて検討される必要があると考えられます。				0041010	成長戦略拠点特区	大阪市	大阪府	総務省 財務省 国土交通省
070062	成長戦略拠点特区制度の創設	-	-	従来の都市再生緊急整備地域の中から、特に、これからの大都市戦略上重要な地区を「成長戦略拠点特区」に位置づけ、これらの大日本を牽引する戦略拠点の形成をめざし、都市計画や構造改革特区制度などによる規制緩和に加え、国税の減免など総合的な優遇措置を実施する。 【具体的な内容】 ② 財融支援特区の創設	従来の都市再生緊急整備地域の中から、エリアを限定し、次の3つの措置を柱とする総合的な特区制度を創設する。 ①法人税など国税・地方税の減免などを行う「租税措置特区」 ②日本政策投資銀行の活用による資金調達や無利子・低利子貸し付けを行う「金融支援特区」 ③都市計画法や構造改革特区に基づく規制緩和を行う「規制緩和特区」 【提案理由】 成長著しい南・東アジア地域等との国際的な都市間競争のなか、日本を支える大都市の活力を増進するため、都市戦略上重要な地区において、アジア諸国で既に実施されている特区制度を実現する必要がある。	C	-	大阪市の具体的な提案の詳細は不明であるが、仮に予め特定の地域のみを対象として国の財政支援を前提とした無利子・低利子貸付等の制度を改正等によって設けるという提案であれば、公平性の観点や政策上の必要性等について、地域振興を所管する府省等及び関係府省等において慎重な検討が必要。 なお、日本政策投資銀行は、平成20年10月に株式会社化し、貸付金利等の条件は、同行の判断で設定することになったことから、政府が同行の貸付条件等に関与することはできない。 ただし、内閣府所管の地域再生支援利子補給金制度により、地域再生に資する事業の実施者が当該事業を実施するための資金を指定金融機関から借り入れる際には利子補給金が支給されると聞いている。				0041011	成長戦略拠点特区	大阪市	大阪府	財務省 国土交通省 内閣府

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的な内容	具体的な事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	プロジェクト名	管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係官厅
070071	バイオ関連企業・研究機関等による法人税等の軽減措置の創設、国研究資金等の優先投 入	法人税法	-	【具体的な内容】 ② 法人関係税等の軽減免除 彩都地域等へのバイオ関連企業・研究機関の立地促進に向けた、予算の重点配分及び思い切った法人関係税等の軽減免除を求める。	①現状 我が国の成長戦略上重要なバイオ産業を振興し、国際的バイオクラスターを形成していくためには、国家戦略として、ボランティアの高い地域に、バイオ関連企業や研究機関を集積する、世界から優秀な研究者・人材を呼び込み、次々とイノベーションを起こす環境づくりが必要である。彩都地区は我が国No.1のバイオクラスターだが、国家戦略の下、課題を進め伯大都市・彩都地区は我が国No.1のバイオクラスターとの競争に勝ち抜いていたために、内部から成長が見込めると想定する。②問題点 アーバン諸都市では、国際間競争に勝ち抜くため、企業や研究機関、人材を呼び込むための支援が求められる。世界から優秀な研究者・人材を呼び込み、次々とイノベーションを起こす環境づくりが必要である。彩都地区は我が国No.1のバイオクラスターとの競争に勝ち抜いていたために、内部から成長が見込めると想定する。 ③解決策 彩都地域及びバイオ・ライフサイエンス研究のナショナルセンターである大阪大学等の拠点を有する、バイオ関連企業・研究機関の立地を促進するため、国の研究開発に係る予算の重点配分の特例措置や思い切った法人関係税等の軽減免除を講じる。また、地方税を免除した際の地元自治体の税収減に対しては、国による財政支援を講じたい。 ④効果 北陸・阪神・彩都地区に企業・研究機関の集積に向けた思い切ったインセンティブを講じることにより、世界トップクラスのバイオクラスターの形成を図り、我が国のバイオ・ライフサイエンス分野の国際競争力を高める。	Z	I	1. 新政権下では、税制調査会において一元的に税制上の措置を検討する仕組みとしているため、政策税制の導入の是非については、税制の枠組みで検討する必要があります。まずは、所管の府省等において前提となる政策を検討の上、税制による支援が必要かご議論いただこととなっており、本件についても、所管の府省等から要望があれば、税制調査会において議論が行われることになります。 2. また、租税特別措置については、現政権において、ゼロベースから見直し、整理合理化を進めるの方針を明らかにしており、この見直しのため「ふるい」として、平成22年度税制改正大綱(平成21年12月22日閣議決定)において、「租税特別措置の見直しに関する基本方針」を定めました。したがって、ご提案のような税制を活用した政策についても、この基本方針の趣旨を踏まえて検討される必要があると考えられます。			国際バイオクラスターの創生・先進医療等の開発促進	0043011	大阪府	大阪府	総務省 財務省 厚生労働省 経済産業省
070080	バイオベンチャー・中小医療機器企業に対する投資促進税制の創設	法人税法	-	【具体的な内容】 ② 法人関係税等の軽減免除 製薬企業等研究開発型企業の幅広い研究開発促進とバイオベンチャーへの投資促進税制の創設	①現状 世界の製薬企業は、開発競争に勝ち抜くため、自社での研究開発に加え、有望なシーズを持つバイオベンチャーに投資し、研究開発・新薬開発のスピードアップを進めていく。(現状は、製薬企業が他の有望ベンチャーに相次いで投資・買収を進めている) 一方、国内バイオベンチャーは、せっかく有望ベンチャーやあっても、開発・商品化までの期間が長いため、研究開発費用の調達が困難な状況が続いている。(他国に比べ投資による資金確保が進まない) ②問題点 製薬企業等がバイオベンチャー・中小医療機器企業等に研究開発目的で投資を行う場合に、自社の研究開発投資の際適用される研究開発促進税制と同様に、投資額の一定期額を法的・税的から控除するなど新たな税制を創設する。 ③解決策 バイオベンチャー等の資金調達が円滑化することにより、バイオベンチャーの成長を促進するとともに、厳しい国際競争に晒される我が国の製薬企業等の研究開発と製品化を促進・スピーディアップすることが期待できる。また、バイオ分野の開発体制の海外流出が続く中、国内での開発体制の強化にもつながり、国内での投資促進とあわせ、知財・人材の流出防止にもつながる。	Z	I	1. 新政権下では、税制調査会において一元的に税制上の措置を検討する仕組みとしているため、政策税制の導入の是非については、税制の枠組みで検討する必要があります。まずは、所管の府省等において前提となる政策を検討の上、税制による支援が必要かご議論いただこととなっており、本件についても、所管の府省等から要望があれば、税制調査会において議論が行われることになります。 2. また、租税特別措置については、現政権において、ゼロベースから見直し、整理合理化を進めるの方針を明らかにしており、この見直しのため「ふるい」として、平成22年度税制改正大綱(平成21年12月22日閣議決定)において、「租税特別措置の見直しに関する基本方針」を定めました。したがって、ご提案のような税制を活用した政策についても、この基本方針の趣旨を踏まえて検討される必要があると考えられます。			国際バイオクラスターの創生・先進医療等の開発促進	0043020	大阪府	大阪府	財務省 厚生労働省 経済産業省
070091	急速充電設備の特別償却制度等の創設	法人税法	-	【具体的な内容】 ① 法人の特別償却制度又は税額控除制度	①現状 現在のEVの走行距離は、市販車で80km程度であり、一回の充電での長距離利用は、困難な状況。こうした中で、EVの普及を図るために、急速充電設備の設置箇所を増やすことが不可欠だが、公私の設置には限界があり、利便性等で不十分。一方、民間事業者による設置も進んでいない。 ②問題点 急速充電設備の設置コストが高く(約500万円~1千万円)、現在のEVの台数では、集客や課金による投資資金の回収が困難。そのため、民間事業者による設置が進まない。 ③解決策 民間事業者が急速充電設備を設置した場合、インシャル・コストに対する特別償却制度等の創設や設置後の固定資産の免除(現行は1/3)など税制上の優遇措置を実施し、その負担を軽減する。なお、固定資産税の減免による地元市町村の税収減に対する影響は、国による財政支援を講じられたい。 ④効果 民間事業者による急速充電設備の設置で、EVでも安心して走ることが出来る環境が整備できる。そのことで、都市部でのEVの普及とガソリン車両の低炭素化、都市モビリティの低炭素化が図られる。	Z	I	1. 新政権下では、税制調査会において一元的に税制上の措置を検討する仕組みとしているため、政策税制の導入の是非については、税制の枠組みで検討する必要があります。まずは、所管の府省等において前提となる政策を検討の上、税制による支援が必要かご議論いただこととなっており、本件についても、所管の府省等から要望があれば、税制調査会において議論が行われることになります。 2. また、租税特別措置については、現政権において、ゼロベースから見直し、整理合理化を進めるの方針を明らかにしており、この見直しのため「ふるい」として、平成22年度税制改正大綱(平成21年12月22日閣議決定)において、「租税特別措置の見直しに関する基本方針」を定めました。したがって、ご提案のような税制を活用した政策についても、この基本方針の趣旨を踏まえて検討される必要があると考えられます。			EV等の導入や開発促進による関連産業の育成	0043040	大阪府	大阪府	総務省 財務省 経済産業省 国土交通省 環境省
070101	グローバル企業のアジアの國際統括本部等の集積を図るため、予算の重点配分、思い切った法人関係税等の軽減免除を求める。	法人税法	-	【具体的な内容】 ② 法人関係税等の軽減免除 グローバル企業のアジアの國際統括本部等の集積を図るため、予算の重点配分、思い切った法人関係税等の軽減免除を求める。	①現状 国際ビジネス拠点をめぐる世界的な都市間競争の中で、アジアの他都市が有するよう強い力のインセンティブを持つことによって、企業の中核機能を立地させることができず、グローバル企業のアジア拠点等は日本からアジアの他都市に流出。 ②問題点 アジアの他都市とのコスト差(人件費、土地代 etc.)が大きいこともあり、地方自治体レベルで提供できる立地支援策(地方税法第6条不均一課税・誘致補助金)だけでは、アジアの他都市とのインセンティブの差を埋めることは不可能。 ③解決策 グローバル企業の立地促進を図るため、国の研究開発に係る助成金等予算の重点配分の特例措置や思い切った法人関係税等の軽減免除を講じる。また、不動産取得税を免除した際の地元自治体の税収減に対しては、国による財政支援を講じられた。 ④効果 外国企業の国際統括本部・地域統括本部等集積にむけた思い切ったインセンティブを講じることで、アジアの経済拠点としての我が国地位の維持・拡大が図られる。	Z	I	1. 新政権下では、税制調査会において一元的に税制上の措置を検討する仕組みとしているため、政策税制の導入の是非については、税制の枠組みで検討する必要があります。まずは、所管の府省等において前提となる政策を検討の上、税制による支援が必要かご議論いただこととなっており、本件についても、所管の府省等から要望があれば、税制調査会において議論が行われることになります。 2. また、租税特別措置については、現政権において、ゼロベースから見直し、整理合理化を進めるの方針を明らかにしており、この見直しのため「ふるい」として、平成22年度税制改正大綱(平成21年12月22日閣議決定)において、「租税特別措置の見直しに関する基本方針」を定めました。したがって、ご提案のような税制を活用した政策についても、この基本方針の趣旨を踏まえて検討される必要があると考えられます。			外国企業の拠点立地促進等によるアジアビジネスの強化	0043081	大阪府	大阪市	総務省 財務省 経済産業省

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的な内容	具体的な事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	プロジェクト名	提案番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係官庁		
070110	航空機燃料税の減免	航空機燃料税法第3条、第4条、第11条 航空機燃料譲り税法第1条、第7条	航空機燃料税は、航空機に積み込まれた航空機燃料に対し、26,000円/k <sup>2</sup> で課税されている。 税収の用途は、1/13は特別会計に関する法律に基づき国内空港整備費に充てられ、2/13は空港関係市町村及び空港整備都道府県の空港対策費として譲り与されている。	①現状 関西国際空港の国内線は、本邦航空会社の路線整理の影響から、旅客便の就航都市・便数はピーク時(1996年9月)39都市・93便・日から2010年2月時点まで7都市・3便・日にまで減少し、国内各地と国外各地を結ぶ内際乗継機能が低下している。 ②問題点 現行の航空機燃料税法では、各航空会社は国内線に供する航空機に積み込んだ航空機燃料について航空機燃料税(26,000円/k <sup>2</sup> )が課せられており、航空会社にとつて大きな負担となっています。 なお、航空機燃料税は、13分の11が空港整備特別会計の財源に充てられ、残り13分の2は、航空機燃料譲り税として、空港関係地方公共団体に交付され、騒音対策等の空港対策に充てられています。 ③解決策 現行の航空機燃料税法では、各航空会社は国内線に供する航空機の運航コストを引き下げ、国内線就航都市を就航している航空会社の運航コストを引き下げ、国内線就航都市の促進を行うことにより、航空会社の運航コストを軽減する。具体的には、航空機燃料税の優遇措置を行ふことにより、航空会社の運航コストを軽減する。 ④効果 現行より、関西国際空港の周辺整備を後退させることなく、国内航空会社の運航コストの軽減が可能にすることで、同空港の国内線就航を促進につなげ、関西国際空港の内際乗継機能を図り、同空港のハブ化を促進する。	現行法で規定されている国内線の航空機の給油に課せられる航空機燃料税について、一定の条件を満たしている場合には、減免する。	Z	I	1. 新政権下では、税制調査会において一元的に税制上の措置を検討する仕組みとしているため、政策税制の導入の是非については、税調の枠組みで検討する必要があります。まずは、所管の府省等において前提となる政策を検討の上、税制による支援が必要かをご議論いただこととなっており、本件についても、所管の府省等から要望があれば、税制調査会において議論が行われることになります。 2. また、租税特別措置については、現政権において、ゼロベースから見直し、整理合理化を進めるとの方針を明らかにしており、この見直しのため「ふるい」として、平成22年度税制改正大綱(平成21年12月22日閣議決定)において、「租税特別措置の見直しに関する基本方針」を定めました。したがって、ご提案のような税制を活用した政策についても、この基本方針の趣旨を踏まえて検討される必要があると考えられます。				開空の高コスト構造の改善とエアライン拡充による機能強化	0 0 4 3 1 0	大阪府	大阪府	財務省 国土交通省	
070120	内航フィーダーの強化	石油石炭税法第3条、第4条、第9条	石油石炭税は、採取場から移出され、又は保税地域から引き取られる原油、輸入石油製品、ガス状液化水素又は石炭に対して課税されており、原油及び石炭に対する税率は2,040円/k <sup>2</sup> となっている。 税収の用途は、特例会計に関する法律に基づき、燃料安定供給対策及びエネルギー無駄構造高度化対策に充てられている。	①現状 わが国港湾はアジア主要港の台頭により、相対的にその地位が低下している。これまで日本発着の国際海上コンテナ貨物は国内主要港を経て、直接欧米との基幹航路により輸出入れられていたが、近年、釜山港等が日本国内の地方港湾の貨物を集め、釜山港経由で基幹航路により輸送される。いわゆる海外ラッシュアップが進展している。また、基幹航路の輸送能力・輸送効率向上のため、急激な船舶の大型化と寄港地業者の動きが進む中、アジア主要港の基幹航路寄港便数は増加する一方、わが国港湾への寄港便数は減少している。 現在、政府はさきほど示した集中の方針のもと、国際コンテナ戦略港湾を1~2港選定する方針を示しており、西日本においては阪神港がその役割を担うために、瀬戸内海港湾の開拓も進むこととされています。また、基幹航路を維持・確保する方針である。 ②問題点 内航フィーダー船の使用する燃料油について石油石炭税を免除する特例措置と内航貨運暫定措置事業の納付金制度の廃止を求める。 内航フィーダー船の使用する燃料油について石油石炭税を免除する特例措置と内航貨運暫定措置事業の納付金制度の廃止を求める。	内航フィーダー船の使用する燃料油について石油石炭税を免除する特例措置と内航貨運暫定措置事業の納付金制度の廃止を求める。	Z	I	1. 新政権下では、税制調査会において一元的に税制上の措置を検討する仕組みとしているため、政策税制の導入の是非については、税調の枠組みで検討する必要があります。まずは、所管の府省等において前提となる政策を検討の上、税制による支援が必要かをご議論いただこととなっており、本件についても、所管の府省等から要望があれば、税制調査会において議論が行われることになります。 2. また、租税特別措置については、現政権において、ゼロベースから見直し、整理合理化を進めるとの方針を明らかにしており、この見直しのため「ふるい」として、平成22年度税制改正大綱(平成21年12月22日閣議決定)において、「租税特別措置の見直しに関する基本方針」を定めました。したがって、ご提案のような税制を活用した政策についても、この基本方針の趣旨を踏まえて検討される必要があると考えられます。				効率的な港湾経営と集荷機能の強化による阪神港の競争力の強化	0 0 4 3 1 4 0	大阪府	大阪府	財務省 国土交通省	
070130	大阪版FTZ(自由貿易地域)の創設	関税法第4条第1項第22項	保税工場とは、外国から到着した原材料で財税課税前のものを使用して加工・製造等をすることができる場所として税関長の許可を受けたものである。保税工場で製造した製品を国内に引取販売場合には、当該製造に使用した原材料に対する関税を適用して関税を課すこととされている。	①現状 わが国では、アジア諸国のように物流施策と産業施策が一体的に展開されており、企業誘致に対する税の優遇措置も十分ではない。また、保税管理も厳格であり、関税に対する特例措置も沖縄に限定されているなど、まだ後発を有するわが国を代表する国際空港や国際港湾で製造業や物流関連企業との相乗効果を促すための具体的な施策が十分ではない。 ②問題点 近年、経済のグローバル化やアジア諸国の経済発展により、わが国は国際物流・国際港湾の国際競争力が相対的に低下している。この結果、アジア諸国の港を経由して欧米へ輸出されるなど、トータルコストの削減、リードタイムの短縮、輸送品質の確保等、わが国荷主のニーズに十分応えることができず、物流効率、産業競争力の低下が問題となっている。 ③解決策 内航フィーダー船の使用する燃料油に対し、石油石炭税を免除する特例措置を講じる。更に、暫定措置事業の納付金制度を廃止する。 ④効果 内航フィーダー船とのコストの一均化が図られ、阪神港への集荷力アップに寄与するものと期待される。	地域内製品を国内へ輸入する場合の選択開税制度(原材料率と商品税率との有利な選択開税)の創設	Z	—	本要望は、保税工場で製造した製品を国内に引き取る場合の開税率について、製品に対する開税率が原材料に対する開税率よりも低い場合には、製品に対する開税率を適用することを可能とすること(選択課税制度)を認めて欲しいとするものであるが、これを認めることは、原材料を輸入して製品を製造する国内工場との間の課税の公平性の観点から適当ではなく、また、安価な原料を使用した製品が大量に国内に引き取られることになれば、関税により本来守らるべき国内産業の保護機能の洞開化を招きかねない。 また、構造改革特区は、規制の特例措置を設け構造改革を進めるものであり、税財源措置を対象とするものではないところ、本要望は保税工場で製造した製品に対する開税率の引下げを要望することにはかならず、構造改革特区の枠組で検討するに問題となる。 なお、沖縄の選択開税制度は、沖縄の歴史等の特殊事情を考慮して、沖縄の総合的かつ計画的な振興を図ること等目的として制定された沖縄振興特別措置法による沖縄振興策の一つとして、他の地域にはない極めて特別な制度として沖縄に限り特権的措置として設けられているものであり、このような特例的な施策を沖縄県以外の地域に適用することは困難である。				大阪版FTZ(自由貿易地域)の創設と国際物流拠点(空港・港湾)の一休運営による貿易促進	0 0 4 3 1 6 0	大阪府・関西国際空港㈱	大阪府	財務省	
070141	大阪版FTZ(自由貿易地域)の創設	法人税法	-	物流関連企業に係る法人税、固定資産税等の軽減措置の創設 【具体的な内容】 ① 法人税等の実効税率の引下げ	①現状 わが国では、アジア諸国のように物流施策と産業施策が一体的に展開されており、企業誘致に対する税の優遇措置も十分ではない。また、保税管理も厳格であり、関税に対する特例措置も沖縄に限定されているなど、まだ後発を有するわが国を代表する国際空港や国際港湾で製造業や物流関連企業との相乗効果を促すための具体的な施策が十分ではない。 ②問題点 近年、経済のグローバル化やアジア諸国の経済発展により、わが国は国際物流・国際港湾の国際競争力が相対的に低下している。この結果、アジア諸国の港を経由して欧米へ輸出されるなど、トータルコストの削減、リードタイムの短縮、輸送品質の確保等、わが国荷主のニーズに十分応えることができず、物流効率、産業競争力の低下が問題となっている。 ③解決策 内航フィーダー船の使用する燃料油に対し、石油石炭税を免除する特例措置を講じる。更に、暫定措置事業の納付金制度を廃止する。 ④効果 内航フィーダー船とのコストの一均化が図られ、阪神港への集荷力アップに寄与するものと期待される。	物流関連企業に係る法人税、固定資産税等の軽減措置の創設 【具体的な内容】 ① 法人税等の実効税率の引下げ	Z	I	1. 新政権下では、税制調査会において一元的に税制上の措置を検討する仕組みとしているため、政策税制の導入の是非については、税調の枠組みで検討する必要があります。まずは、所管の府省等において前提となる政策を検討の上、税制による支援が必要かをご議論いただこととなっており、本件についても、所管の府省等から要望があれば、税制調査会において議論が行われることになります。 2. また、租税特別措置については、現政権において、ゼロベースから見直し、整理合理化を進めるとの方針を明らかにしており、この見直しのため「ふるい」として、平成22年度税制改正大綱(平成21年12月22日閣議決定)において、「租税特別措置の見直しに関する基本方針」を定めました。したがって、ご提案のような税制を活用した政策についても、この基本方針の趣旨を踏まえて検討される必要があると考えられます。				大阪版FTZ(自由貿易地域)の創設と国際物流拠点(空港・港湾)の一休運営による貿易促進	0 0 4 3 1 7 0	大阪府・関西国際空港㈱	大阪府	総務省 財務省 国土交通省

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的な内容	具体的な事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	プロジェクト名	提案番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係官庁
070150	大阪版FTZ(自由貿易地域)の創設	関税法第43条の3、第43	輸入申告をすることなく、外国貨物を保税蔵置場等に3ヶ月を超えて置くことができる場合における外貨通帳の持主たる者は、税金を納付し、その承認を受けなければならぬ。なお、輸入申告を行った場合には、当該承認申請は要しない。	保税管理要件の緩和	①現状 わが国では、アジア諸国のように物流施策と産業施策が一括りで展開されており、企業誘致に対する特例措置も十分ではない。また、保税管理制度も厳格であり、関税に対する特例措置も沖縄に限定されているなど、広大な後背地を有するわが国を代表する國際空港や國際港湾と製造業や物流関連企業との相乗効果を促すための特例措置が十分ではない。 ②問題点 近年、経済のグローバル化やアジア諸国の経済発展により、わが国は国際物流・国際港湾の国際競争力が相対的に低下している。この結果、アジア諸国の港を経由して欧米へ輸出されるなど、トータルコストの削減、リードタイムの短縮、輸送品質の確保等、わが国荷物のニーズに十分応えることができず、物流効率、産業競争力の低下が問題となっている。 ③解決策 関西国際空港内や阪神港など、国際インフラ周辺の特定の地域にFTZ(自由貿易地域)を創設し、新規に立地する物流関連企業に対する保税管理要件の緩和 ・地元の実情に応じた保税管理の緩和(國際物流拠点(空港・港湾)と製造・物流関連産業の一体的運用を進め、国内有数の貿易拠点として集積のメリットを発揮でき、わが国の競争力を強化する)。 ④効果 ・国際物流拠点(空港・港湾)と製造・物流関連産業の一体的運用を進め、国内有数の貿易拠点として集積のメリットを発揮でき、わが国の競争力を強化する。	C(外国貨物を置くこと等の承認制度の緩和)	-	外国貨物を置くこと等の承認制度は、党せい化・麻薬・鉄砲等の社会悪品、発砲物等テロ関連物资及び食品衛生・動植物検疫物など、国民生活の安全・安心を脅かす貨物の不正輸入を水際で的確に阻止するため、輸入申告をすることなく外国貨物が長期間、保税蔵置場等に置かることとなる場合に、税関はその貨物の実態を把握する必要があるために設けられている。このため、当該承認を撤廃することは、国民生活の安全・安心を確保する観点から適当でない。 また、外国貨物が亡失した場合の納税義務は、外国貨物が保税蔵置場等に置かれている間に亡失等した場合、当該貨物が関税を納付しないまま国内に流通し、又は保税蔵置場等で使用・消費された(輸入された)ことが考えられるため、税負担の公平性を確保し税額を適正に徴収する観点から保税蔵置場等の許可を受けた者に対し、関税の納付義務を課しており、これを免除することは適当でない。 なお、沖縄における自由貿易地域においても、当該承認制度の撤廃や納税義務の免除の特例措置は、認められていない。	右提案者の意見を踏まえ、輸入承認制度の緩和、あるいは事務の軽減について再度検討されたい。	保税蔵置場に外国貨物を3ヶ月以上置きする場合の承認を撤廃することには、国民生活の安全・安心を確保する観点から適当でないことが、本承認は通常上の手続きであり、例えば、党せい化・麻薬等の輸入を防ぐための特別検査、別途の検査手続、承認手続等の紛糾の範囲で行われるもので、これらを行う目的ではないと考える。したがって、輸入承認制度については撤廃するか、あるいは届出制にすることで、事務を軽減するべきである。	大阪版FTZ(自由貿易地域)の創設と国際物流拠点(空港・港湾)の一休運営による貿易促進	0 0 4 3 1 8 0	大阪府	大阪府	財務省
070160	都市住民の参加による都市農地(生産緑地)の利用促進	租税特別措置法第70条の6、第70条の6の2	農地等に係る相続税の納税猶予の特例は、農地等を相続等により取得した場合において、自らが農業を継続するなど条件に、農業投資価値を超える部分に対応する相続税について納稅猶予し、当該相続人の死亡等の一死の場合は、相続税を免除する措置である。 なお、市街化区域内農地について、農業相続人が障害等により當農地が無効となつた場合に限り、例外的に貸付けが可能とされている。	相続税納税猶予制度の適用範囲を生産緑地での市民農園利用へ拡大する。	①現状(現行制度等) 農空間は、食料生産だけでなく、良好な都市環境の創造、防災・健康・レクリエーションなど、多様な公益的機能を有しており、都市の重要な財産であるが、農業者の高齢化や少子高齢化による不足が深刻化するなど、農空間を保全・維持する動きは厳しく増えている。 こうした中、府内の市街化区域内の貴重な緑地空間でもある生産緑地については、市民農園として利用したいという都市住民のニーズが高まっている。 一方、高齢化や少子高齢化による貸付けを希望する農業者もいるにもかかわらず、貸借が進まない。 このことから、都市住民の市民農園利用を促進することで、農空間の多様な公益的機能を維持・発揮させ、都市部の生活環境の向上を図る必要がある。 ②問題点(要因) ・生産地を貸し出したい場合、相続税納税猶予制度が適用されない。(適用されていない場合、贈与して納税猶予が必要) ※約4割の生産地が、既に相続税納税猶予制度の適用を受けている。 ③解決策(実施内容) ・相続税納税猶予制度の適用範囲を生産緑地の市民農園利用へ拡大 ④効果 ・身近に農に親しみたいという多くの都市住民のニーズに応えるとともに、市街化区域の貴重な緑地空間でもある農空間の保全・確保が図られる。	Z I	1. 新政権下では、税制調査会において一元的に税制上の措置を検討する仕組みとしているため、政策税制の導入の是非については、税調の枠組みで検討する必要があります。まずは、所管の府省等において前提となる政策を検討の上、税制による支援が必要かを議論いただこととなっており、本件についても、所管の府省等から要望があれば、税制調査会において議論が行われることになります。 2. また、租税特別措置については、現政権において、ゼロベースから見直し、整理合理化を進めるの方針を明らかにしており、この見直しのための「ふるい」として、平成22年度税制改正大綱(平成21年12月22日閣議決定)において、「租税特別措置の見直しに関する基本方針」を定めました。したがって、ご提案のような税制を活用した政策についても、この基本方針の趣旨を踏まえて検討される必要があると考えられます。	グリーン・イノベーション	0 0 4 3 2 1 0	大阪府	大阪市	大阪府 国土交通省			
070171	中小企業者の省CO2促進支援制度の創設	法人税法	-	①現状・問題点 中小規模の工場や業務ビルは、府域のCO2排出量の約25%を占めており、これらの事業者に対する低炭素化の取組みが課題となっている。 しかしながら、現在、これらの事業者は省エネ法などの対象とはなっておらず、低炭素化に対する取組意欲が低い状況にある。 また、個々の排出実績は多種多様にわたり、適切な低炭素化の設備が量産化され難く、設置コストが割高となっていることが設備導入促進の阻害要因となっている。 オフセットカーボン等を購入した企業に購入費用の税優遇措置を講じる。 【具体的な内容】 ② 中小企業者の省CO2促進支援制度(税制上の措置)	中小企業者の省CO2促進支援制度を創設し財政上・税制上の支援を行う。 オフセットカーボン等を購入した企業に購入費用の税優遇措置を講じる。	Z I	1. 新政権下では、税制調査会において一元的に税制上の措置を検討する仕組みとしているため、政策税制の導入の是非については、税調の枠組みで検討する必要があります。まずは、所管の府省等において前提となる政策を検討の上、税制による支援が必要かを議論いただこととなっており、本件についても、所管の府省等から要望があれば、税制調査会において議論が行われることになります。 2. また、租税特別措置については、現政権において、ゼロベースから見直し、整理合理化を進めるの方針を明らかにしており、この見直しのための「ふるい」として、平成22年度税制改正大綱(平成21年12月22日閣議決定)において、「租税特別措置の見直しに関する基本方針」を定めました。したがって、ご提案のような税制を活用した政策についても、この基本方針の趣旨を踏まえて検討される必要があると考えられます。	低CO2技術普及拡大による低炭素社会の実現	0 0 4 3 2 4 1	大阪府	大阪府	総務省 財務省 経済産業省 環境省			
070172	中小企業者の省CO2促進支援制度の創設	法人税法	-	①現状・問題点 中小規模の工場や業務ビルは、府域のCO2排出量の約25%を占めており、これらの事業者に対する低炭素化の取組みが課題となっている。 しかしながら、現在、これらの事業者は省エネ法などの対象とはなっておらず、低炭素化に対する取組意欲が低い状況にある。 また、個々の排出実績は多種多様にわたり、適切な低炭素化の設備が量産化され難く、設置コストが割高となっていることが設備導入促進の阻害要因となっている。 オフセットカーボン等を購入した企業に購入費用の税優遇措置を講じる。 【具体的な内容】 ③ オフセットカーボン等の購入経費の損金算入(法人税)	中小企業者の省CO2促進支援制度を創設し財政上・税制上の支援を行う。 オフセットカーボン等を購入した企業に購入費用の税優遇措置を講じる。	Z I	1. 新政権下では、税制調査会において一元的に税制上の措置を検討する仕組みとしているため、政策税制の導入の是非については、税調の枠組みで検討する必要があります。まずは、所管の府省等において前提となる政策を検討の上、税制による支援が必要かを議論いただこととなっており、本件についても、所管の府省等から要望があれば、税制調査会において議論が行われることになります。 2. また、租税特別措置については、現政権において、ゼロベースから見直し、整理合理化を進めるの方針を明らかにしており、この見直しのための「ふるい」として、平成22年度税制改正大綱(平成21年12月22日閣議決定)において、「租税特別措置の見直しに関する基本方針」を定めました。したがって、ご提案のような税制を活用した政策についても、この基本方針の趣旨を踏まえて検討される必要があると考えられます。	低CO2技術普及拡大による低炭素社会の実現	0 0 4 3 2 4 2	大阪府	大阪府	財務省 環境省			

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	プロジェクト名	管 理 事 業 番 号	提案主体名	都道府県	制度の所管 関係官庁
070180	建物の建設等の促進と最先端の低炭素技術の導入によるCO2排出削減	-	-	低炭素まちづくりを促進する特区を設定した上で、同区内のエネルギー効率の高い既存建築物に対し、建設等の実施を自治体が勧告する制度を構築する。	①現状・問題点 2020年度の温室効果ガス排出量を1990年度比で25%削減するという目標達成に向けては、エネルギー効率の悪いビル、住宅等の建築物や改修による低炭素化が必要であり、その促進のためには資金面のインセンティブが必要である。 また、最先端の低炭素化技術は高コストであり、初期市場の創出によるコスト削減が必要である。 さらには、公共交通機関の結節点を拠点にした低炭素化のまちづくりの促進が必要である。 ③解決策 建設実施者への低エネルギー効率の建築物への建設勧告制度の創設 建設実施者への資金支援、税優遇措置(低炭素化技術(断熱化、壁面太陽光発電等)の新エネ・省エネ技術等)のレベルに応じて財政上・税制上の支援を行い、自治体には交付税措置を実施 ④効果 こういった要素を併せ持った制度を創設することにより、低炭素のまちづくりを加速させることができるとなる。	Z	I	1. 新政権下では、税制調査会において一元的に税制上の措置を検討する仕組みとしているため、政策税制の導入の是非について、税調の枠組みで検討する必要があります。まずは、所管の府省等において前提となる政策を検討の上、税制による支援が必要かを議論していくこととなっており、本件についても、所管の府省等から要望があれば、税制調査会において議論が行われることになります。 2. また、租税特別措置については、現政権において、ゼロベースから見直し、整理合理化を進めるとの方針を明らかにしており、この見直しのためのふるいとして、平成22年度税制改正大綱(平成21年12月22日閣議決定)において、「租税特別措置の見直しに関する基本方針」を定めました。したがって、ご提案のような税制を活用した政策についても、この基本方針の趣旨を踏まえて検討される必要があると考えられます。			低CO2技術普及拡大による低炭素社会の実現	0043250	大阪府	大阪府	総務省 総務省 国土交通省 環境省
070190	万博記念公園を有効活用できる権限の府への付与	・独立行政法人日本万国博覧会記念機構法第16条第2項 ・独立行政法人通則法第66条	1. 業務運営等への大阪府の間について ①独立行政法人日本万国博覧会記念機構(以下「万博機構」という。)は、その業務として、万博会場の運営、おもてなし、文化振興等を万博会場を運営して委託するものであるが、他方、共同出資者である大阪府(出資割合:47%)においては、当該地域における都市基盤整備、災害対策等に係る都計画行政の一環として位置付けられるものであり、地方公共団体の固有業務としても関与を要するものである。 ②従って、大阪府における行政上の諸計画と整合的に行方不明の問題が発生する。独立行政法人の運営に際わざり以下の重要事項の決定に際しては、法第16条第2項により、財務大臣は大阪府の意見を聽くものとされている。 ③独立行政法人日本万国博覧会記念機構を廃止し、機構廃止後の万博記念公園を府に譲付する権限を府に付与。 ④効果 万博記念公園を地域のにぎわいづくり・活性化のために有効活用するという地域の意向が直ちに反映されにくい。 ⑤問題点 万博記念公園は、独立行政法人日本万国博覧会記念機構が同機構法に基づき、「線に包まれた文化公園」として一括して管理運営すると定められており、地域のにぎわいづくりや活性化のために有効活用するという地域の意向が直ちに反映されにくい。 ⑥解決策 独立行政法人日本万国博覧会記念機構を廃止し、機構廃止後の万博記念公園を府に譲付する権限を府に付与。 ⑦現状 万博記念公園は、エキスポランドの閉園等の影響で近年にぎわいが失われており、地域主権・地域経営の観点から、このストックを有効活用して地域のにぎわいづくり・活性化を進めることが緊急の課題。 ⑧対応策 独立行政法人日本万国博覧会記念機構が同機構法に基づき、「線に包まれた文化公園」として一括して管理運営すると定められており、地域のにぎわいづくりや活性化のために有効活用するという地域の意向が直ちに反映されにくい。 ⑨効果 万博記念公園を府が有効活用し、民間投資による大規模集客施設等の立地を進めることにより、地域のにぎわいづくり・活性化を早期に実現できる。 ⑩問題点 なお、大阪府の意見を聽くことは、公園の地元利用者の声を尊重して聽くことであり、財務大臣が万博機構の運営に際する重要な事項の決定を行うにあたり有用であると考えられるものである。 ⑪万博機構の解散について 独立行政法人通則法第66条において、独立行政法人の解散については、別法律で定めどとされている。	-	-	【4月20日現在の回答】 独立行政法人については、平成21年12月25日に閣議決定された「独立行政法人の抜本的な見直しについて」に基づき、事業・事業の抜本的な見直しが行われることとされており、万博機構についても、今後の事業区分けの結果あるいはその結果を踏まえた独立行政法人全体の見直しの中、組織のあり方等についての検討が行われることとなる。したがって、4月に予定されている事業区分けの結果を踏まえて回答させていただきます。 ただし、今回の大阪府からの提案について、以下ののような問題点がある。 ① 万博機構を廃止することを前提とした大阪府の提案については、国は、昭和45年に開催された日本万国博覧会の閉会後、大阪府より跡地の約1/2を有償取得(約83億円)しており、これを万博機構の前身である認可法人日本万国博覧会記念協会へ現物出資。現在の万博機構への出資による権利は、このような経緒で取得了したものである。したがって、万博機構への国の出資分は、国民共有的財産であり、万博機構が廃止される場合には、国は出資割合に応じた残余財産の分配を受けることが必要である。 ② 万博機構の存続を前提として提案されている、万博機構の土地の一部を包括的に管理・利用できる権限については、大阪府からの具体的な提案を見なければその意味するところは不明であるが、現行制度においては、万博機構は大阪府に対し、所有する土地の一部を貸付することは可能である。ただし、万博機構は、大阪府から適正な対価を受取る必要がある。	右提案者の意見を踏まえ再度検討されたい。	現在の独立採算スキームと同様、新たな財政負担なしに、大阪府が万博記念公園を良好な状態で、一括して管理運営していくために必要な資源の承継を求める。	0043270	大阪府	大阪府	財務省			
070200	道路予定地等の有効活用による国庫補助目的外への転用制限の緩和	補助金等による予算の執行の適正化に関する法律第22条	補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産で定められている財産(不動産等)は、各省各府の長の承認を受けないで補助金等の交付の目的に反して使用、譲渡、貸付け等をすることはできない。ただし、補助事業等の完了により相当の収益が生じること等により補助金等の全部に相当する金額を国に納付した場合、及び各省各府の長が定める期間を経過した場合は、この限りではない。	①現状 国庫補助金を得て取得した道路等の事業予定地は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(通称法)」により、本来目的以外への転用に関しては、各地方整備局長への事前承認申請が必要となっているが、暫定的転用(賃貸收入を維持管理費に充当するなど)に対する規定がない。 ②問題点 暫定的転用については、局長通達に基づき、恒久的転用と同一の手続きが必要で、収益の半額返済のほか、自由に上乗せ条件を課せられるものもあり、積極的かつ機能的な転用を阻害している。 ③対応策 暫定的転用については、公的資産の有効活用の観点から、届出制や事後承認、包括申請など最小限の事業関係の把握に留めるよう、局長通達に大幅な緩和規定を設ける。 ④効果 自治体の保有する道路予定地などのいわゆる塩漬け土地について、民間活力による土地活用を促し、賃わいづくりや、収入を道路整備、維持管理等の財源(目的内)として活用できる。	E		補助事業等により取得された財産は、補助金等が国民の貴重な税金等でまかなわれるものであることに鑑み、補助事業完了後も補助目的により使用することを確保し、もって補助目的の達成が図られるよう、補助金等適正化法第22条により目的外の処分が制限されています。 ただし同条においては、補助金等の交付行政庁である各省各府の長の承認を得ることにより、転用等の財産処分ができることとなっており、右承認に係る手続、基準、条件等の詳細については、補助金等の交付の目的や補助事業等の実態に照らして各省各府において個別に定めることができます。	右提案者の意見を踏まえ、適正化法の弾力的な運用において国庫返納の免除が可能かどうか再度検討されたい。	本府提案は、道路、河川、下水道などの事業予定地の有効活用である。事業予定地は、道路法や河川法などの特別法で指定されていない道路、河川、下水道などの先行取得地(以下先行取得地)」と、道路法や河川法などの特別法で指定された「予定区域」に分類される。国土交通省の回答は後者の「予定区域」で、さるには道路予定区域に限定したものであり、本府提案の前者の「先行取得地」とは別の議論である。本府は、道路法や河川法などの特別法で指定されていない「先行取得地」にかかる有効活用について、適正化法の弾力的な運用(道路、河川、都市局長通達の規制緩和、補助事に応じた国庫返納の免除)を提案している。(補足資料参照)	0043290	大阪府	大阪府	財務省 国土交通省		
070211	大規模コンベンション運営に対する優遇税制、資金支援制度の創設	法人税法	-	コンベンション・見本市の立ち上げに対する補助制度の創設、参加、出展費用の法人税の税額控除など税制上の優遇、中小企業等のコンベンション・見本市参加のための経費の一部補助などの実施 【具体的内容】 ② 出展費用の税額控除(法人税)	①現状 世界的な都市間競争の中で、波及効果の大きい国際的なコンベンション・見本市への誘致や開催の競争も激化しており、政府やコンベンション振興機関が様々なインセンティブを与えるようになってきている。 ②問題点 わが国では国際戦略としてのコンベンション・見本市戦略の視点が乏しく、十分なインセンティブが整備されているとは言いがたい。 ③対応策 コンベンション・見本市運営に対する戦略的なインセンティブの整備を行う。具体的には①波及力の大きい先進的なコンベンション・見本市の立ち上げに対する補助制度の創設、②コンベンション・見本市への参加・出展費用の法人税の税額控除など税制上の優遇、中小企業等のコンベンション・見本市参加のための経費の一部補助などを行う。 ④効果 地域への経済波及効果も大きいコンベンション・見本市開催数、参加数の増加が見込まれる。	Z	I	1. 新政権下では、税制調査会において一元的に税制上の措置を検討する仕組みとしているため、政策税制の導入の是非については、税調の枠組みで検討する必要があります。まずは、所管の府省等において前提となる政策を検討の上、税制による支援が必要かを議論していくこととなっており、本件についても、所管の府省等から要望があれば、税制調査会において議論が行われることになります。 2. また、租税特別措置については、現政権において、ゼロベースから見直し、整理合理化を進めるとの方針を明らかにしており、この見直しのためのふるいとして、平成22年度税制改正大綱(平成21年12月22日閣議決定)において、「租税特別措置の見直しに関する基本方針」を定めました。したがって、ご提案のような税制を活用した政策についても、この基本方針の趣旨を踏まえて検討される必要があると考えられます。	国際コンベンション都市の創出 0043301	大阪府	大阪府	財務省 経済産業省 国土交通省			

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的な内容	具体的な事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	プロジェクト名	提案番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係官庁
070220	国際見本市等へ持ち込むサンプル等の保税取扱の緩和	関税法第62条の2、第62条の7(第43条、第45条、第61条の3の準用)、第100条、第101条	保税展示場とは、国際博覧会に関する条約の適用を受けて開催される国際博覧会及び国際機関。本邦美しくは外國の政府若しくは地方公共団体が開催する博覧会、見本市など、公益性・公益性のある博覧会、見本市等において、外國貨物を展示等することができる場所として税關長の許可を得ることである。 1. 保税展示場は外國貨物が在庫し、滅却したときは、保税展示場の被許可者から開税を徴収する。 2. 保税展示場の被許可者は当該保税展示場にあら外國貨物について帳簿を設け、品、数等の記帳を記載しなければならない。	①現状 海からサンプル持込には、(保税展示場の場合は開税法26条の3(保税展示場に係る外國貨物に係る手続)、2.展示場が、保税展示場の許可を受けていない場合は、開税法第17条の1(年内に再輸出の条件付き輸入)という方法がある。 また、3.出展する出展者がATAカルネを取得していれば、展示会等への出展物を開税付や保税差し入れなしで、保税の状態で一時に日本国内に持ち込むことができる。 ②問題点 現状では保税展示場の数は限定されており、開税納付や保税差し入れ等の手続きを伴う再輸出の条件付き輸入や一定の担保が必要なATAカルネなどを利用せざるを得ない。 ③対応策 保税展示場の整備を進めるとともに、利用やすぐるため、運用要件などを緩和する。 1. 保税展示場運営者の貨物の亡失、滅失時の開税の納付義務の廃止、2.保税展示場運営者の記帳義務の緩和、3.保税展示場可許要件の緩和、許可手数料の廃止 ④効果 保税展示場の整備を進めることで、国際的なコンベンション、見本市の出展者の利便性が向上し、開催数の増加などが期待できる。	Z(保税展示場運営者の記帳義務の緩和、税金の支拂い、税金の支拂いの期限の延長、税金の支拂いの期限の延長の緩和) C(保税展示場の記帳義務の緩和及び税金の支拂いの期限の延長) F(保税展示場可許要件の緩和) L(保税展示場手数料)	-	保税展示場は、公益性・公益性のある博覧会、見本市等において、外國貨物の開税等を納付することなく展示等ができる場所であり、博覧会等を開催しようとする者からの申請に基づき、博覧会等の会期を勘案して税關長が許可するものである。一般的には、博覧会等の開催の度許可している。 本提案については、 1. 外國貨物が亡失した場合の納稅義務は、外國貨物が保税展示場に置かれている間に亡失した場合、当該貨物が開税を納付しないまま国内に流通し、又は保税展示場で使用・消費された(輸入された)ことが考えられるため、税負担の公平性を確保するため、開税を納付する旨の許可がされており、これを撤廃することは適当でない。 2. 保税展示場の許可要件及び記帳義務については、開税法に基づき最初に許可がされており、各所有者(展示者)も外國貨物を入れる際に税關の承認を受けている。保税展示場は、税金の支拂いの期限の延長の緩和するものではないため、記帳義務を課すべきではないと考える。 また、保税展示場については、活用しやすい制度となっているため、国際的見本市を開催する展示施設そのものを対象にすることを検討すべきと考える。	右提案者の意見を踏まえ、記帳義務の緩和及び税金の支拂いの期限の延長の緩和するものとして許可することについて再度検討されたい。	保税展示場の許可要件及び記帳義務の緩和は、保税展示場における適正な貨物管理に支障をきたすおそれがあることだが、保税展示場については開税法に基づき最初に許可がされており、各所有者(展示者)も外國貨物を入れる際に税關の承認を受けている。保税展示場は、税金の支拂いの期限の延長の緩和するものではないため、記帳義務を課すべきではないと考える。	0 4 3 3 0	0 4 3 3 0	国际コンベンション都市の創出	大阪府	大阪府	財務省
070230	日本版レベニュー債制度の創設	法人税法	-	・発行主体側の課題である道路等の公共インフラの整備主体として、民間の参入や民間資金の導入の制約を緩和する。 ・資金供給の円滑化の為、市場規律(格付けなどの審査性の評価・確保などの導入とともに負担(利息、BIS規制上の制約、租税負担など)の緩和が必要)。	①現状 大幅な税収減少や多額の長期債務を抱える財政状況の中、地方債の発行総額が抑制されている。一方、今後、耐用年数を超過し、老朽化したインフラの再整備や物流インフラ等の戦略インフラの整備が急務である。 ②問題点 現在、道路や下水道等の公共インフラの整備主体については、諸法律の規定により、整備主体を地方公共団体や特定の法人に限定されているものがあり、民間参入ができない状況にある。また、整備資金についても民間資金の導入を想定していないものがあるため、レベニュー債券が活用できない。民間による公共インフラ整備事業にあたり、資金供給円滑化の観点から格付けリスクや税負担等緩和措置が必要。	Z	I	1. 新政権下では、税制調査会において一元的に税制上の措置を検討する仕組みとしているため、政策税制の導入の是非については、税調の仕組みで検討する必要があります。まずは、所管の府省等において前提となる政策を検討の上、税制による支援が必要かを議論いただくこととなっており、本件についても、所管の府省等から要望があれば、税制調査会において議論が行われることになります。 2. また、租税特別措置については、現政権において、ゼロベースから見直し、整理合理化を進めるとの方針を明らかにしており、この見直しのための「ふるい」として、平成22年度税制改正大綱(平成21年12月22日閣議決定)において、「租税特別措置の見直しに関する基本方針」を定めました。したがって、ご提案のような税制を活用した政策についても、この基本方針の趣旨を踏まえて検討される必要があると考えられます。	公共インフラの円滑な整備・更新	0 4 3 3 7 0	0 4 3 3 7 0	大阪府	大阪府	総務省 財務省 国土交通省	